



TOPICS

VOL. 1 6 2

オフィス 人事サポート

代表・特定社会保険労務士 山口 徹実

URL <http://co-js.com/> E-mail info@co-js.com TEL 028-643-8000 FAX 028-643-8530



秋になるとイチョウの木が黄金色に色づき銀杏（ギンナン）が秋の味覚としておいしい季節になります。銀杏の旬は11月。実（果肉）から種を取り出し、更にその中の胚乳（核）を食します。茶碗蒸し、炊き込みご飯、焙ってお酒のおつまみ。ねっとりしたその食感と独特の風味は好みの分かれるところですが、感染症を予防する成分が多く含まれることから風邪を引きやすい秋から冬には最適の食材です。但し、食べ過ぎると中毒症状（けいれんや呼吸困難）を引き起こすため注意が必要です。ちなみに中毒を起こす量の目安としては、成人が40粒以上、小児が7粒以上、5歳未満の子供には最初から与えない方が良いでしょう。



「ぎんなんを 焼けてもてなす まだぬくし」 星野 立子



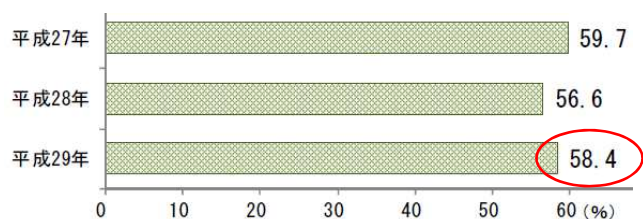
厚生労働省 平成29年・労働安全衛生調査より



今年の8月28日に標題の調査結果が発表されました。これは、安全衛生管理、労働者災害防止活動の実態、並びにそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレスの実態等について把握しようとする調査であり、全国14,000事業所、18,000人が母数でした。その中からメンタルヘルス対策だけに絞りレポートします。

1. メンタルヘルス対策への取り組み

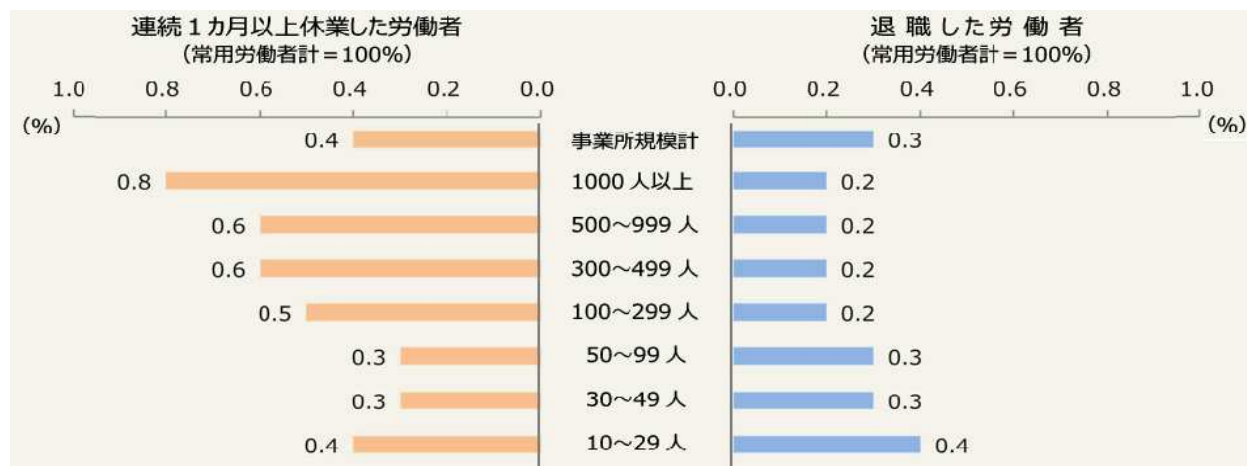
メンタルヘルスに取り組んでいる事業所割合は58.4%でした。労働者のメンタルヘルス対策は、民事上の損害賠償責任のリスクからだけでなく、組織の活性化や生産性向上の観点からの前向きなとらえ方がされ始めているようです。



その取り組み内容の上位は、労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査する「ストレスチェック」、「労働者への教育研修・情報提供」でした。

2. メンタルヘルス不調者の状況

メンタルヘルス不調者はどのくらい発生したのかが下図です。1か月以上休んだ労働者は0.4%、退職した労働者は0.3%人でした。産業別に見ると「情報通信業」「金融保険業」が1.2%と最も高い状況にありました。この数字を多いとみるか、少ないとみるかで会社の対応も違ってくるでしょう。



3. ストレスチェックの実施状況

安衛法に基づくストレスチェックは、平成27年12月から「従業員50人以上」の事業場を対象に実施が義務づけられました。「実は、うちでは手が回らなくて・・・」という会社では、他社の実情が気にかかるところです。下図の通り、ストレスチェックをした実施率は64.3%という結果が出ました。その内、医師等による面談を実施した割合は47.0%と積極的に専門家を活用しようとする傾向が見受けられます。

区分	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）した事業所（注1）	労働安全衛生法（平成27年12月1日施行）に基づくストレスチェック	労働安全衛生法（平成27年12月1日施行）によらず実施した事業所独自のストレスチェック	不明	
平成29年 （事業所規模）	[64.3]	100.0	93.8	6.2	-
1000人以上	[98.4]	100.0	96.6	3.4	-
500~999人	[99.0]	100.0	96.8	3.2	-
300~499人	[98.6]	100.0	99.3	0.7	-
100~299人	[93.9]	100.0	97.2	2.8	-
50~99人	[88.9]	100.0	97.9	2.1	-
30~49人	[61.4]	100.0	93.0	7.0	-
10~29人	[54.9]	100.0	91.6	8.4	-
（再掲）50人以上	[91.5]	100.0	97.7	2.3	-
平成28年	[62.3]	100.0	79.3	6.4	14.3

長期欠勤者が出た場合、欠勤者の仕事は同一職場の誰かが仕方なく後ろ向きの気持ちでそれを引き受けることとなります。職場のこうしたモラル低下は生産性の低下に直結し、経営における大きなリスクと考えなければなりません。メンタルヘルス対策は、「メンタルヘルス不調者への対応」と「全労働者への対応（予防策）」に分けられますが、生産性を問われる昨今、特ににおいて「職場におけるストレス要因の軽減」と「労働者一人ひとりのストレス耐性の強化（ストレスと上手く付き合う方法の習得）」に向けた施策を検討し、真剣に取り組む必要があるのではないのでしょうか。以上